

第1条（点検・調査の目的）

注文者（以下「甲」）が家屋の状態を正しく把握し、安心に繋げる事を目的とし、株式会社 川津（以下「乙」）が行う。

第2条（保険金・補助金）

保険金・補助金不正請求及び幫助を禁ずる。

甲が起因の保険金・補助金不正請求・受給に乙は一切の責任を負わない。

保険金・補助金認定後、他への発注や保険金・補助金不使用の場合、乙は甲に対して申請諸経費として認められた補助金の20%を請求する。

第3条（工事請負契約の目的）

工事請負契約（別紙工事請負契約書）は、注文者（以下「甲」）と、請負者（以下「乙」）との間で、以下の通り締結する。

乙は甲に対し、工事請負契約書の内容を請負い完成させ、甲はこれに対して請負代金を支払う。

第4条（関係書類）

工事請負契約書、見積書、仕様書、図面、工程表、その他協議書類は、すべて本契約の一部を構成する。

第5条（工事期間）

乙は工事期間を遵守するものとするが、以下の場合は甲乙協議の上、工期変更ができる。

- (1) 天候不良や自然災害
- (2) 追加・変更工事
- (3) 甲の責により工事が遅延した場合
- (4) 運搬遅延や不可避的要因

第6条（請負代金および支払方法）

支払は銀行振込を基本とし、振込手数料は甲負担とする。

工事内容の変更に伴う増減金額は、別途書面にて合意の上、契約金額を変更する。

第7条（追加・変更工事）

追加・変更工事が発生する場合、乙は見積書を作成し、甲が承諾した後に工事を行う。

承諾前に乙が施工した追加工事は、基本的に乙の負担とする。ただし緊急性を伴う場合はこの限りではない。

第8条（材料・施工の品質）

材料は仕様書に準じた品質のものを使用する。

施工方法は建設業法・建築基準法その他関係法令に適合し、業界標準に基づくものとする。

乙は必要な資格・許可を保有する作業員を使用する。

第9条（安全管理）

乙は工事現場の安全管理責任者を置き、安全確保に努める。

近隣への騒音・振動・粉塵などの配慮を行う。

事故が発生した場合、乙は速やかに甲へ報告する。

第10条（火災・盗難・破損）

工事中の火災・盗難・破損について、乙の責任で生じた損害は乙が補償する。

甲の管理物を損壊した場合も乙が補償する。

第11条（検査・引渡し）

工事完成後、乙は甲に完成の通知を行う。

引渡し後の軽微な手直しについては、甲乙協議の上対応する。

第12条（瑕疵担保責任）

引渡し後1年の間、乙は瑕疵が発見された場合、無償で補修する。

以下は瑕疵担保の対象外とする。

- (1) 天災、地震、風水害などの自然災害による損害
- (2) 経年劣化・自然劣化
- (3) 甲または第三者の使用方法に起因する損害

補修方法は乙が適切と判断する範囲で行う。

第13条（契約解除）

甲・乙は、相手方が以下に該当する場合、催告の上契約を解除できる。

契約違反が重大である場合

支払不能・倒産・民事再生申立など信用不安が生じた場合

著しい不誠実行為があった場合

第14条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第15条（不可抗力）

地震、台風、水害、火災、戦争、交通規制、資材供給停止など不可抗力の場合、甲乙は責任を負わない。

第16条（社会的規範遵守・反社会的勢力の排除条項）

甲および乙は、暴力団等の反社会的勢力でないことを保証する。

これに違反した場合、通知なく契約解除できる。

第17条（協議事項）

契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決する。

第18条（合意管轄）

契約に関する紛争が生じた場合、富山地方裁判所・高岡支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。